

23 公益社団法人宮城県トラック協会

1 基本情報

所在地	仙台市若林区卸町5-8-3			代表者	会長 須藤 弘三			
電話	022-238-2721	ファックス	022-238-4336	ホームページ	http://www.miyatokyo.or.jp/			
設立	昭和26年3月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済工商観光部 商工金融課			
出資等の状況	第1位	- (-)	第2位	- (-)	第3位	- (-)	その他	- (-)
		千円		千円		千円		千円
設立目的(定款等)	貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発展を促進し、もって事業の社会的、経済的地位の向上を図ることに寄与するとともに、併せて会員相互の連絡協調を緊密にすることを目的とする。						出資等総額	0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
	27年度	28年度	29年度	
事業1 交通安全対策事業	161,784	203,266	165,587	交通事故防止推進のため、交通安全推進の広報、運転者健康対策の実施
全体事業に占める割合	27.8%	31.7%	28.9%	
事業2 環境対策推進事業	57,640	61,251	51,048	環境保全対策への助成、広報
全体事業に占める割合	9.9%	9.5%	8.9%	
事業3 輸送サービス改善事業	37,601	38,755	42,774	トラック輸送相談、経営安定対策事業、事業者向け研修会の実施
全体事業に占める割合	6.5%	6.0%	7.5%	
その他の事業 適正化事業、広報事業等	325,340	338,481	314,501	事業者への巡回指導、トラック運送事業のメディアを活用した広報等
全体事業に占める割合	55.9%	52.7%	54.8%	
全体事業費	582,365	641,753	573,910	指定管理者
全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
本団体は、貨物自動車運送事業法に基づき、適正化指導事業・交通安全対策事業・環境エネルギー対策事業・緊急輸送対策事業・労働対策事業・消費者対策事業・広報事業・税制・金融対策事業等を通して、荷主や消費者への安定したサービスの維持向上に努める。	物流の主要な担い手であるトラック事業者への指導・啓発により、質の高い輸送サービスの提供に繋がることを期待する。 また、東日本大震災被災地における物資の担い手として、産業の復興に寄与することが期待される。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
○安全装置やドライブレコーダ機器、EMS機器など購入に対する助成、交通安全パトロール、各種セミナーなどを実施し、交通安全対策や環境対策に努めた。 ○適正化指導員が、県内事業所を巡回指導し、トラック運送事業者の改善指導を実施した。 ○原価意識強化セミナーや書面化推進セミナーなど開催し、原価意識の向上や契約の書面化推進等による事業者の経営改善を図った。	安心・安全なトラック運送事業の推進や運送業界の発展に向けて団体の重要性は増しており、これまで安全対策や環境対策、事業者の経営改善支援等を実施してきている。 今後は、引き続き安全対策や環境対策等に取り組むとともに、働き方改革などを踏まえた事業者の経営改善や担い手確保に向けて、必要な助言及び指導を行うことが期待される。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	事業計画の策定に当たっては、理事会や各委員会の意見や要望などを取り入れながら策定しており、今後も消費者ニーズや時代ニーズに対応した各種事業を展開し、トラック運送事業者が「より安全で安心な、質の高い輸送サービス」が提供できるように努めていく。	現在の組織運営体制を維持しながら、消費者ニーズ等を踏まえた新たな課題にも対応可能な事業実施体制を確保できるよう、県としても引き続き必要な助言を行う。	A
ロ 財務の健全性 ※1	財務状況については、実施事業の見直しや経費削減等により、ここ数年、単年度黒字決算になっており、今後も、安定した経営に努めていく。	継続的な経営の安定化を図るため、事業の在り方検討や見直し等について、県としても引き続き必要な助言を行う。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	全日本トラック協会など関係機関等とも連携を密にし、当協会に求められる事業の検討・見直しを行うとともに、自主財源の確保にも努めながら、経営基盤の強化と時代の要望に応えた実施事業の充実を図る。	現在の組織体制や財務状況を維持しながら、時代の要望に応じた事業の実施や、トラック事業者の経営改善・担い手確保等、運送業界の持続的な発展に貢献できるよう、必要な助言を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	3,550,252	3,559,852	3,609,917	50,065
	流動資産	222,818	224,489	266,611	42,122
	固定資産	3,327,434	3,335,363	3,343,306	7,943
	うち基本財産	3,173,720	3,173,720	3,173,720	0
	負債合計	27,624	28,800	26,970	△ 1,830
	流動負債	8,973	14,632	10,550	△ 4,082
	固定負債	18,651	14,168	16,420	2,252
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	3,522,628	3,531,052	3,582,948	51,896
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	3,522,628	3,531,052	3,582,948	51,896	
正味財産増減計算書	経常収益	697,111	753,115	722,572	△ 30,543
	うち事業収益	31,894	31,885	31,096	△ 789
	経常費用	684,813	744,834	670,974	△ 73,860
	うち管理費	102,449	103,081	97,065	△ 6,016
	評価損益等調整前当期経常増減額	12,298	8,281	51,598	43,317
	当期経常増減額	12,298	8,281	51,598	43,317
	経常外収益	86	143	298	155
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	86	143	298	155
	当期一般正味財産増減額	12,384	8,424	51,896	43,472
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	12,384	8,424	51,896	43,472	
県の財政的関与	補助金	484,500	516,200	504,600	△ 11,600
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	484,500	516,200	504,600	△ 11,600
	総収入 ※3	697,197	753,259	722,870	△ 30,389
	総収入に対する補助金等割合	69.5%	68.5%	69.8%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	99.2%	99.2%	99.3%	0.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	2483.2%	1534.2%	2527.1%	992.9%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	1.8%	1.1%	7.1%	6.0%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	14.7%	13.7%	13.4%	-0.3%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	41 (0)	41 (0)	40 (0)	平均年齢	65.0
職員	常勤職員 (※4)	31	28	27	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	プロパー職員	29	27	26		
	県OB	2	1	1	常勤職員(プロパー)	
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	54.0
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
上記以外の職員(※5)	0	0	0			

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。